

流山市農業委員会
平成28年第4回
総会議事録

平成28年4月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第4回総会議事録

1 期 日 平成28年4月25日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 12番 豊島 啓行
1番 小田桐 仙

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

15番 水代 啓司

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について(継続審査)	2
(2) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について	11
(3) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について	12
(4) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	15
(5) 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について	17
(6) 議案第18号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	20
(7) 議案第19号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について	22
(8) 報告第7号 転用許可に伴う工事完了の報告について	26
(9) 報告第8号 専決処理の報告について	26

開会 午後3時03分

高市議長 大変陽気の方も暑くなってきました、体の方も十二分に注意しながら作業していただきたいと思います。また、これから連休が続きますので、お気を付けお願いしたいと思います。

それでは、ただ今から平成28年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ、出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、15番水代委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。12番豊島委員、1番小田桐委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

ここで、このたび農業委員会事務局長に就任された亀山事務局長から、御挨拶をいただきたいと思います。

亀山事務局長 ただいまご紹介をいただきました、亀山隆弘と申します。4月1日付で農業委員会事務局長を拝命いたしました。既に4月からお仕事を共にさせていただいております各委員会の皆様もいらっしゃると思いますが、本日初めてお会いする皆様もいらっしゃると思います。私、農政に関わりますのは、三十数年役所に居りますけれども、初めてのことであります。ぜひ、皆様からご指導、叱咤激励をいただきながら、一生懸命務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(拍手)

高市議長 どうもありがとうございました。今後のご活躍を御期待申し上げます。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(継続審査)」から、議案第19号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」までの7議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第7号「転用許可に伴う工事完了の報告について」と、報告第8号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきます。

ご説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 議案第11号「農地法第五条の規定による許可申請について(恒久転用(継続審査)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第11号

農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(継続審査)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

最初に、申請者につきましては、埼玉県川口市にお住まいの方です。

移転の原因につきましては、売買です。

申請がありました土地は、流山市芝崎の現況畑1筆で、面積は1,021平方メートルです。

議案案内図につきましては、1ページと2ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものでございます。

なお、本件につきましては、前月に開催された総会議案の中で、御審議をいただいた案件ですが、農地造成後の耕作状況について、事実関係を精査する必要があらことから、継続審査とあった案件であります。

その後、事実関係が精査されたことから再審査を願いたいとの申し出が申請者からありましたので、本日御審議をいただくものです。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(継続審査)」について御報告いたします。

本案につきましては、去る3月28日に開催された農業委員会総会におきまして、議案第11号として付議されたものですが、埋立て後の耕作状況が確認できないことから、継続案件とすることに決定されたものであります。

その後、事実関係等が精査されたことから、申請者から再審査の申し出があったものであります。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者、義務者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は売買でございまして、転用目的は太陽光発電設備を建設しようとするものでございます。

権利者は、埼玉県川口市にお住まいの不動産管理業の方で、年齢は43歳です。

申請理由については、管理が可能な圏内の土地であり、日照の良さから太陽光発電に適していると考えたため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.3キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、路盤は整地して防草シートを敷設し、周囲はネットフェンスで区画する計画です。土砂等の流出対策については、現況の法面のまま使用する計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。前面道路が狭かったため、搬入方法について聞いたところ、申請地前の道は軽トラックで搬入するとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約310万円で、建設費が約2,000万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

次に、先月に継続審査の要因となった耕作状況の確認についてですが、指摘された領収書などの客観的根拠については探しても見つからないということで、実際に耕作を行っていた義務者の父親からの聞き取りを行いました。はじめ、埋め立ての完了時にガウ等が大量に混ざっている土で、埋め立て業者に2度ほど埋め直しを依頼したものの対応してもらえなかったとのこと。その後、やむを得ず隣接地と一緒に柿の木を植えたものの、申請地側は雑草に負けてしまい育たず、手作業で石を避けながら一般野菜の作付を行ったとのことでした。また、高齢であり病気も持っているため、昨年からは野菜の作付が難しく、草刈りを委託しての保全管理のみとしていたとのことでした。

また、現地調査の際に前面道路との間に絞り水のようなものが流れており、この点について道路管理課と協議しているか確認したところ、道路管理課へは協議に行っているが、絞り水のことについては特に話していないとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行いました。その中で、耕作状況については明確な証拠は無く、信憑性は完全には認められないのではないかといった意見や、入っている土が悪いのは見るからに明らかであり、埋め直しの依頼に対応されなかったことを考えると、義務者についてもある意味では被害者であり、耕作できるのにしなかった場合とは区別して扱うべきではないかという意見等、様々な意見が出ました。

また、絞り水に関しては道路管理課との協議は要しなければならないだろうということとなりました。

こうした意見を踏まえ、長時間にわたる慎重審議の末、1.義務者の名義で残る農地はきちんと耕作していただく、2.道路管理課を含め市関係各課との協議を再度行ってもらい、どういった協議を行っているか確認できる協議書を提出させる、という2点の条件で、3対2の賛成多数をもって許可相当という結論に達しました。

しかし、条件の2番について、4月21日付で協議書が提出されましたが、総会前に内容を精査したところ、2番の条件については、疑義が残るため、再度、継続審査扱いにするという結論に至りました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(秋元委員) 提出していただく書類で2番とあったと思うのですが、その最後のところについてもう一度ご説明をお願いします。

高市議長 道路管理課等の協議書の提出を求めたのですが、疑義が残る、疑わしい点があるので、再度継続審査とするということです。

11番(小倉委員) 前のことなのでわからないかもしれませんが、埋め立てた時なんですけど、畑として使用しますという条件を付けて埋めていたのでしょうか。

山崎次長 平成24年に埋め立てた時は、あくまでも義務者が一般作物を作付するということで埋めたということでした。条件とかではなくて、一般作物の作付をしたいんだということで、あそこの2反を埋めたということでございます。

11番(小倉委員) それで、ガラが入っているから埋め直ししてくださいということだったんですか。

山崎次長 先ほど山崎委員長からお話しあったように、そこのところについてはガラが入っていたので、業者の方にも何回かお話ししたんですけど、なかなか対応していただけてそのままになってしまったということです。それで、一回は樹を植えたんですけど定植されないで、結果的には2枚あるうちの1枚だけが残り、1枚は何もできない状況になっているということでした。ただ、保全管理だけは委託しながらやっておりましたということで、この前のヒアリングの時は、実際にやっていた方である、所有者のお父さんが見えまして、そういう話をされていたものでございます。

11番(小倉委員) 道路課との疑いがあるということは、道路課の何が問題だったのでしょうか。

山崎委員長 絞り水とかが、現地行ったときにあったんですね。それで、搬入するときに通止めにしたいということが図面に出ていたのですが、道路課の方ではそれは認められないということで、違うような形で工事を進めなくてはならなくなったので、それがクリアできてないから、とりあえず継続審査ということになりました。私たちは、各

課との協議がクリアされていれば、とりあえず許可相当という形にしたんですけど、総会前に確認したところ、まだ協議がきちんとされていなかったなので、継続として、再度お願いする形になりました。次については、協議が整えば許可相当でいいと思います。

13番(大作委員) 先月、この議案を総会にかける前に、事務局で関係課との協議、何月何日どのような協議をしましたという点については確認してなかったのでしょうか。確認しているのであれば、総会には上げるべきじゃないと思うんですよ。どんな事業でも土木部は関係しますんで、土木と十分な協議がなされていない以上は、総会にかけるべきじゃなかったと思うんです。3ヶ月にわたって協議するというのは、中々に酷じゃないかと思うんですけど、実際事前協議がなされていないではやむを得ないと思いますし。

田村次長補佐 先月の案件では、事務局では書類までもらっていなくて、相手から口頭で協議は済んでいるということで、その旨を受けて協議は済んでいるということで、事務局では解釈いたしました。今回の案件にあっては、小委員会の中で協議についての報告書を提出してもらおうということで、先ほど委員長からの報告にあった通り、協議はしているものの、不十分な点があるということで、継続という話になりました。

高市議長 今まで継続できて今回また継続になったわけですけど、委員長が話された通り、いろいろな市関係との協議を再度行ってもらいたいと、それで確認したうえでもう一度総会に持ち込んでもらいたいと、こういうことなのですが、よろしいでしょうか。

山崎次長 今回の案件については、5条の太陽光発電ということなんですけど、今までは下花輪を中心に、審議していただいた件があると思いますが、普通は4条ということで、地主さんが自分で自分の土地に設置するというので流山の場合多かったんですけど、今回、流山では初めて5条の転用と売買を同時に行うという案件でございます。

もう一点が、今まで太陽光は台を付けて、30から20度の角度でやっておりましたが、今回はほとんどベタの5度という形でやるんですけど、こういうのも初めてでございます。ただ、野田市に確認しましたら、野田はほとんどが5条申請で、誤解招くかもしれないんですけど、先に候補地の場所で経済産業省の認可を取って、平成27年度中の高い時に認可を取って、買う方がいれば斡旋するような形で、野田は非常に多くの業者が太陽光発電の5条申請を上げてきているということは、聞いております。

そして、設置基準などを確認したんですけど、太陽光につきましては、特に設置する基準は無いということでございます。では、設置基準は誰がどうするか確認したところ、各業者が独自で作っていると、例えば、シャープならシャープが会社独自の設置基準を作っているということです。そして、流山で手広くやっている業者さんにお聞きしましたら、自分のところでは、20度から30度でやっていて、ベタ置きはやらないと、というのも、太陽効率も、ほとんど上を向いてしまっているんで、効率も低いと、またそれだけ枚数も増えますので、私どもではやりませんというお話でした。

今回の業者は、あくまでもそれでもいいということでやっているものですから、お互いに納得してやっているものかと思います。

それと、もう一点なんですけど、今回、フェンスがありますけど、今回は49.5キロワットの低圧の太陽光なんですけど、高圧の、50を超えた場合にはフェンスをやらなくてはいけませんよという決まりがあるんですけど、低圧の場合は特に決まりが無いそうです。ただし、東京電力としては、太陽光の設備が既にあって、その隣にやるような場合は、区分するために、設置してくださいと、要するに分けてくださいと、ただ、フェンスは木杭でも、トラロープでも、明確に区別ができればいいですよと、そういう基準は、法的なものは無いということです。今回のやり方は、田んぼのところをほとんど今の現状で防草シートを張って、枕を二つやって、ほとんど勾配の無い5度の勾配で、ステンレスで挟み込むような形で300枚を並べるといふ形だそうです。

この業者さんも、今回ベタでやっているけど、今までやった経験はあるんでしょうかと聞いたところ、元々この業者さんは建築屋さんなんで、マンションなどのほとんど平らな陸屋根の部分のベタはやったことあるけど、地面では初めてということでありませう。

以上でございます。

6番(増田委員) 今の話で、今回、隣の柿の樹が植わっているところがありますが、ちょっと間を空けてやった場合は、フェンスの義務が出てくるということでしょうか。

同じ人がやった場合は出てくるのでしょうか。

山崎次長 今回の増田委員のお話ですが、今49.5ということで、低圧の部分でやっておりますけど、同じ方がやると、高圧という取扱いで、電気主任技術者等のいろいろな法律の条件が出てくるので、やらないということです。

もしやれば、当然フェンスはやらなくてはいけないものです。

6番(増田委員) それと今の話に関連して、前回の総会で後ろの柿畑なら許可してもいいみたいな話があったじゃないですか。

山崎次長 経済産業省の認可を受けたのが、あくまでも今回申請のあった場所で既に認可を受けているので、裏側にするということになるので、平成28年度に入ってから申請になるので、売電価格が下がるので、今のところそういう予定は無いということです。

9番(中村委員) 今回の案件は今まで農業委員会では無かった、委員長の説明だけではなかなか理解できないと思いますので、第2小委員会から申し送りでも私どもに回ってきたときに、かなり時間かけました。何故にというところがいくつかあったものから、委員会の中でも5人いる委員の中で3対2でわかれているんです。私は反対した一人なんですけど、今回は今まで前例もなく、非常に厳しい中で第2から第3、今度第1とたらい回しになっている。責任逃れかという話も出てくると思うんですよ。業者の方は非常に大変だと思います。まして、人の財産に関わることでもありますから、慎重審議したのが事実であり、その辺を理解していただければと思います。当日も、定

刻を過ぎまして、1時間くらい待たせたものであります。

今回、第1に回すわけですけど、第1に任せてしまえば我々は関係ないというようなことではなく、第1の方も最初から説明受けなくてはならないので、理解するのに時間がかかるので、前例ないことではあります、第1、第2、第3の各委員を入れて審議した方がいいのかなと、これは私の考えであります。その辺、いかがでしょうか。

高市議長 今のご質問のとおり、たらい回しになってしまっただけではないので、私としても、皆さんで協議していただいて、次々と申し送りではなくやってあげた方がいいのかなという感じはいたします。

1番(小田桐委員) 第3小委員会ですらやってしまえばいいんじゃないでしょうか。

山崎委員長 今回申し送りされたことはクリアされていたんですけど、新たにこれはまずいなというものができてしまったからこういうことになっているわけです。

9番(中村委員) グレーなゾーンがあったものですから、今までは継続であっても翌月には許可が出ていたわけです。今回は、相続によって娘さんが田を2反相続したわけでありまして、耕作はできないということであり、お父さんが管理したまでも、当時の盛土のいい加減さにより、ガラばかり入っていて、耕運機も入らない、刃こぼれするというので、地域でも非常に有名なところのこととして、耕作でき得ない場所だったんですね。申請者である娘さんは、ヒアリングで3年間は耕作してくださいねと転用できませんと承諾していただいて、たまたま3年目にこの案件が上がってきたものですから、事実関係はどうなんですかと、やった形跡はあるんですかと、前回確認した次第であります。

その後、諸々問題が出てきまして、議長、諮っていただけますか。私ども、真剣に1時間以上やっていたものですから、これから第1の案件としてかかるわけですけども、第1第2第3で検討する機会をいただけたらと思いますので、お諮りしていただければよろしいかと思う次第でございます。

高市議長 今、中村委員の方からお話がありましたけど、2転3転してきておりますので、最初の時は、

7番(秋元委員) 3年間耕作しなければならぬのが、耕作された形跡が無くて、認めるわけにはいかないんじゃないかという結論で継続になって、第3小委員会が今度それはクリアしたと思うんですけど、皆さん方でお話して、その他に狭い道で通行止めが認められないということで、道路課との協議書がちゃんと出れば、クリアということになると思っているんですけど、2、3と転々としてしまったけど、今回は出てくるのが遅かったというところが大きいのではないかと考えています。

高市議長 ですから、義務者の方の名義で残る農地をきちんと耕作していただくというのが、当初の話だったわけですね。だから、その辺も含めて、道路管理課とかの問題も出てきたわけですね。その辺も協議をしていただくという点で、許可相当という話になったわけですね。道路管理課の問題とか、埋め立てた当時のガラとかそういう問題を整理していただければ、問題ない、許可相当ということになると思うんですね。

4番(酒巻委員) これは、確かに3対2で許可相当ということになって、私は賛成したんですけど、条件として協議書を提出していただくことになっていて、それができれば許可相当とさせていただいた。ところが、今日の段階でそれができていないわけですので、できていないものを許可するわけにはいかないと思います。

高市議長 ですから、地権者の方がその辺の道路管理課を含めた、関係各課との協議を再度行ってもらおうということを委員長が言っていたわけですよ。それをやっていただければ農業委員会としては許可相当ということですので、地権者が出してくるか否かが問題だと思うんですよ。ただ、それまでの間は継続審査としておきましょうという形じゃないかと思います。第2、第3とやって今度第1なので、全員協議会じゃないですけど、みんなで話し合ってみたらどうかということですよ。

9番(中村委員) それが一番早いと思うんですよ。

高市議長 後は皆さんの理解を得られるかだと思うんですよ。

9番(中村委員) それをお諮りしてくださいということです。

中々難しい議案でして、第2で農地として使っていたんですかという問題で私どものところに来ました。確認したところ、やった形跡は無いにしろ、仕方ないんじゃないかということになって、でも行政への許可申請の中でクリアされない問題があるということで、次なる問題点が出てきたわけでありまして。

高市議長 いずれにしても、今の問題は第1、第2、第3で委員会の中で協議していただくという形でよろしいですか。全員協議会のような形で。皆さんどうでしょうか。

1番(小田桐委員) 第1小委員会ではこの議案かかってませんから、第2小委員会から始まったことなんですけど、今までの農業委員会の運営上、各小委員会が毎月変わるということなので、継続された場合であっても前の月の小委員会が指摘をした答えがそろっていれば、そして新たな問題が出ていなければ、その小委員会で承認されてきているわけですよ。

今回の場合は2でも継続されて3でも継続されて、第1小委員会は初めて審議するんですけど、例えば、各小委員会の人が良いければ、もう一度来月第3小委員会で前回詰めた話をもう一回来月詰める、5月は普通だと第1小委員会ですけど、第3小委員会でやって、総会というのは第1から第3までみんな揃って質疑するわけですから、第1から第3まで全員そろってやるのがほんとにいいのかどうかというところがまずあるのと、第1小委員会の新たな委員に振るということが課題があれば、それぞれの委員長が良いければ、第3小委員会を来月もう一回開いていただいて、お手数ですけど頑張ってくださいと、きちんと自分たちで確認をした中身で問題が無ければそこで、今回は異例ですけど、総会で議案として出していただくという風にされてもいいとは思いますが。

4番(酒巻委員) やっぱり第1の方にもやっていただきたいなと思います。というのも、第3委員会で、第2でやったときは何もわかりませんでした。そこでやっっているいろいろな問題が出てきて、最終的に今回のような結果になった。ですので、第1の方に回して

そこでクリアしたということであれば、それでOKにして、第1から総会にかけていただければ、いいのではないかと思います。第3としては、道路関係が問題として出るので、あとは第1の判断でやっていただければと思います。

高市議長 ですから、今回は第3が義務者の名義で残る農地をきちんと耕作できるようにという条件を付けているんですよね。それと道路関係と。この辺は地権者をお願いしているわけですよね。その人達から協議書を提出させるように話は通っているわけですから、それをいつ出してくるかはわかりませんが、その結果を見てからしか無いんですよね。どういうものを持ってくるかわかりませんが、それから協議という形でいいのではないですか。

1番(小田桐委員) それはそうですね。揃っていないければ第1で引き受けてもまた継続ですよ。

高市議長 だからいずれにしても、今の継続というのは時間待ちというか、どういう形で出してくるかは地権者の良し悪しですから、待つしかないでしょう。

1番(小田桐委員) それでは、委員会の結論としての継続の良し悪しについて総会で諮って、その後中村委員の提案した、来月この継続したやつを資料として、揃ってもう一度審議できる状態になった時に全員協議会みたいな形でやるのか、酒巻委員からご指摘いただいた、今まで通り次の委員会で議論するのか。承諾する案件を一つずつ明確にしませんか。

高市議長 いずれにしても、この問題は第3小委員会が、この地権者の方が協議書を提出されるかどうか。着工するからには提出するの当たり前なんですけど、その第3で言われた条件を持ってくるかどうか問題なんじゃないですか。

1番(小田桐委員) それは申し渡して、その結論がいいかどうかを総会で結論出さなきゃいけないんじゃないですか。小委員会の結論は報告通りです。資料が整っていないから継続ですと。それを総会でいいか悪いかって、来月資料が整ったとして審議をする形をどうするかと、中村委員が言った全員協議会として1から3まで揃ってやるのか、酒巻委員にご指摘いただいた第1小委員会でいいのか、そこを採決しないと。

高市議長 今、小田桐委員が言うように、この協議書が来る来ないは別問題として、第3は来るまでは継続審査という形で扱っているわけです。それで、もし協議書が来れば、持ってきて条件を整えば、再度委員会にかけて協議していただくと、こういう形でよろしいですか。それでいかがでしょうか。申し伝えだけはしているけど、いつまでとか期限は切っていないんですよね。

9番(中村委員) 委員長、3対2の経緯について、もう一度説明するべきじゃないでしょうか。

山崎委員長 最初に、土地を耕作していたか。埋め立てた時点から、3年間していなかったというのが、最初の継続としてこちらに回ってきた要因であって、その後に、事務局とすり合わせをやっていただいたと思うんですけど、関係課とは協議してあるとはっきり言われていたようなんですけど、ヒアリングの時にしていなかったということが発覚しまして、それでまた関係課と協議しまして、きちんとした工事はこういう形でやります

というすり合わせをきちんとしていただいて、総会までにちゃんとした協議書が出れば、とりあえず3対2で許可相当となったので、今回、その協議書がうまくできてなかったの、先ほど委員で集まりまして、こういうご報告となったわけです。

高市議長 今の、第3で条件付けしたわけですね。

9番(中村委員) それが上がってきてなかったんです。委員会では3対2で、賛成3反対2という、総会までに協議書を提出してくださいという、そういう条件で賛成されたもので、今回総会時点でその資料が全く揃っていないということで、委員長報告のとおり、許可に値しないという結論になったものであります。

1番(小田桐委員) 委員長の報告はその通りでいいと思います。

高市議長 だから次の総会までに協議書を地権者が持って来れば話は別ですけど。

1番(小田桐委員) その話はいったん置いて、委員長の報告について、議案第11号について継続審査ということについて、総会としていいか悪いかを取ったうえでの話じゃないですか。

高市議長 今、委員長が申されたように、色々な話はございましたけれど、協議書等の提出が無い場合は継続審査というような形でしたわけですけど。いずれにしても、協議書が来れば、再度委員会で皆さんに協議していただくという形にしたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、この件について、議案第11号について採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

9番(中村委員) 一点だけ指摘をさせていただきます。第2で申し送り、第3で申し送りと来ましたが、行政機関との協議書が整えばいいというのは私どもの意見であります。ただ、第1で新たな課題が出ないとも限りませんので、そこだけ指摘させていただきます。申し送りの協議書が揃ったから許可相当というのはどうかなと指摘させていただきます。

14番(小林委員) 今回、うちの方から第3に振っているの、大変申し上げにくいんですけど、事務局の方でもう一度、この件について精査していただくとありがたいです。このままだと、また出てくるのではないかという気がしております。

山崎次長 第2、第3と何度もやっていただいておまして、第2の場合が作付け状況の確認について、これが第3への申し送りでありました。そして、第3の場合は、そこは維持管理及び作付の経緯等があったんですけど、関係機関との協議について、確かに職員の方で口頭ではありましたが、色々協議はしてきたと、しかしこの前のヒアリングの中ではこの辺がなされていないような話がありましたけれども、実際、この業者さんは話をしていなかったわけではなかったんですけど、言い方が、ここ太陽光やりま

すよとか、そういう形で協議の仕方が各論まで行っていない状況で、特に道路使わなければ、道路管理課は何もありませんというような、そういう仕方だったと私は思っております。そして、この前の第3小委員会の中で、しっかりした協議をなさいという中で、書面で上がってきたんですけど、内容にいまいちの部分がありました。そこで、疑義があるので、再度しっかりと各関係課と協議しなさいという中で、結果的には、今回第3小委員会としての、継続審査という形でお諮りするようになりました。ですから、この辺の疑義をしっかりと精査して、第1小委員会の中でもう一度しっかりと、5月に上がってくるのであれば、審査していただければと思います。よろしくお願いします。

高市議長 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第14号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

はじめに、議案1番の権利者ですが、流山市大字南の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市南の畑4筆で、面積は983平方メートルです。次に、申請事由ですが、営農拡張のため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、3ページにございます。

次に、議案2番の権利者ですが、柏市高田の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市小屋の畑1筆で、面積は694平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、4ページにございます。

なお、議案の2番につきましては、現在、自己破産しており、今回の申請は、破産管財人の弁護士からの申請になります。

今月の3条許可申請は、以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに1番ですが、申請地につきましては、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している畑4筆で、面積は983平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するもので

す。

売買価格については、全体で750万円とのことでした。

申請地の畑は、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.6ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に2番ですが、申請地につきましては、東武線初石駅の北西約1.3キロメートルに位置している畑1筆で、面積は694平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

売買価格については、全体で265万円とのことでした。

申請地の畑は、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約2.1ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第15号

農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

初めに、権利者につきましては、流山市大字西深井の方でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑1筆で、転用面積は77平方メートルでございます。

転用目的につきましては、自家用の駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の5ページと6ページでございます。

今月の農地法第5条許可申請(恒久転用)につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

移転の原因は売買ございまして、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、年齢は43歳です。

申請理由については、権利者はキャンプが趣味であり、キャンピングカーを新たに購入する予定があるが、現在の住宅敷地内には置場が無いため、申請地を購入して駐車場としたいため、申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の南西約0.8キロメートルに位置し、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砂利敷きとする計画です。土砂等の流出対策については、周囲をブロックで囲み流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約180万円で、整備費が約110万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 2つほど、資料の5ページの地図で、申請地の周りの農地を管理している人と同一の方なのか教えていただきたいのと、隣の家は解体中か何かでしょうか。

山崎委員長 隣の家は解体されていまして。小委員会で現地調査した際には更地になっていました。

1番(小田桐委員) 地図で見ると、譲受人の方の家が角にあって、その隣の家が壊されていて、その隣の農地を転用するということですね。その認識でよろしいのでしょうか。

高市議長 今写真に写っている家が壊されていて、その隣にキャンピングカーの駐車場を作るということですね。

1番(小田桐委員) 普通、農地を転用するくらいなら、隣接するところを買った方がいいのではないかと思ったんですけど、その辺はどうなのでしょう。あと周辺の農地は管理されているみたいなんですけど、権利者の方が管理されているのでしょうか。

6番(石井委員) 壊しているところは、宅地なので権利者が買って、子供のために家を建てたいと、そして、駐車場が無いから、その隣を駐車場にしたいということです。そして、この土地と裏の住宅の間にある農地は、別の方が持っている土地です。

14番(小林委員) ちょっとお聞きしたいんですけど、地図で見ると細く間が空いてしまうようなんですけど、これはどういったことでしょうか。

山崎委員長 今回の権利者は隣の住宅も一緒に購入するということですので、実際は地続きとなります。農地になっているため、申請が出てきているものです。

1番(小田桐委員) 確認ですが、今回転用するところについてはあくまで駐車場で、屋根がついているような荷物置き場とか、そういったものは置かないという感じでよろしいでしょうか。

山崎委員長 はい。構造物は建てないということです。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第16号

農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

初めに、議案の1番から3番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括してご説明いたします。

権利者につきましては、東京都港区に住所を有する法人でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります田3筆で、転用面積は1,608平方メートルでございます。

転用目的につきましては、物流施設の雨水排水工事で使用するボックスカルバートの資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の7ページから10ページでございます。

今月の農地法第5条許可申請(一時転用)につきましては、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は3件ありますが、同一事業のため一括してご説明させていただきます。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は資材置場を整備しようとするものでございます。一時転用の期間については、許可後10か月で、期間終了後は現況に復して返却する予定です。

権利者は、東京都港区に本店を置く株式会社で、平成14年に設立されています。また、使用するのは権利者が中心となる共同事業体で、物流施設の造成工事、道路の拡幅工事、水路工事を請け負っているとのことです。

申請理由については、昨年より工事を行っている西深井地区物流計画の中で、施設の雨水排水を3番申請地隣の幹線掘に放流する計画であり、排水路として道路下にボックスカルバートを敷設する工事を行う予定ですが、付近に空き地も無く道幅も狭いことから、使用する資材の一時置場として申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の南西約1.

7キロメートルに位置し、周囲はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。また、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、下に透水性のある土木シートを敷設し、その上に碎石を敷いて、鋼板を重ね資材置場とする計画です。土砂等の流出対策については、土木シートの端を折り返すことで、碎石の流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は土嚢で流出を防ぎつつ敷地内に浸透させ、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。また、農地への復元計画の概要ですが、設置した鋼板及び碎石、土木シートを撤去することで復元する計画です。

次に、資金計画ですが、賃料は10か月で130万円、整備費及び農地復元費が合わせて約480万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

また、1番申請地の現況が畑になっていたことから、その経緯についてお話を伺ったところ、地権者から何も聞いていないとのことでした。

また、今回の工事で流す雨水の水量について、どの程度の雨まで想定しているか伺ったところ、計算自体はきちんと行って大きさを出しているが、持ってきている資料だけでは回答できないため、持ち帰って後程回答したいとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案自体については許可基準に適合していると認められるものの、一部積み残しの課題があることから、1. 造成については、経緯について調査してもらい、無許可で埋め立てられていた場合は、農地の返却後に義務者の責任で田に復元してもらい、2. 雨量計算については、総会までに資料の提示を求めるという2点の条件で、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

なお、条件の1番について、調査の結果、無許可ではあったものの、埋め立てが行われたのが平成2年ごろであり、この当時は農地造成の許可制度自体が存在しなかったことから、当該造成について違反性は無いものと判断いたしました。

また、条件の2番について4月25日付で調整池・流末排水計算書及び関連する図面が提出されており、総会前に内容を精査したところ、2番の条件についてはクリアされているという結論に至りました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

13番(大作委員) 3番目ですが、面積が806平方メートルとなっておりますが、地図の方だと225平方メートルとなっておりますので、転用するのは地図に載っている225平方メートルという認識でよろしいでしょうか。

田村次長補佐 今回の申請地については、図面上は225平方メートルですが、転用する場所については、全体丸々の806平方メートルになります。

5番(増田委員) シートの上に砕石という計画ですが、こういったもので元に戻せるのでしょうか。

山崎次長 シートを敷くというのが元に戻すために必要なものでして、砕石だけだと中に潜り込んでしまうので、それを防ぐためにシートを敷くような工法かと思います。工期は2月いっぱいかと思いますが、工期が終わり次第、水田なら水田に戻すという話かと思います。

5番(増田委員) 以前、うちの周りで畑に一時転用で駐車場を作っていたんですが、その工事で使ったシートは薄い紙みたいなシートで、今回使うのが同じようなものかはわかりませんが、そこに砕石入れて資材置いて、はたしてシートめくただけでそっくり砕石取れるのかと思ったものですから。

山崎次長 この場合は工法はそういう形でやりますので、2月末までには工事が終わり次第、現況に戻すということです。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

今月は新規に関するものが9件、更新に関するものが7件であります。

最初に、議案の1番から8番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して

説明いたします。

権利者は、流山市大字中野久木にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方及び中野久木にあります田18筆、合計面積は14,684平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規によるもので、議案の1番から5番及び7番と8番は、本年5月から平成31年5月までの3年間、議案の6番は、本年5月から平成34年5月までの6年間です。

本件の議案案内図につきましては、11ページから17ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

議案9番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市大畔にあります畑3筆、合計面積は3,013平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年5月から平成31年5月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、18ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案10番の権利者は、流山市大字深井新田にお住いの方で、職業は兼業農家の方です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田3筆、合計面積は2,683平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年5月から平成31年5月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、19ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

議案の11番と次ページの12番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、松戸市七右衛門新田にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田6筆、合計面積は5,677平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年5月から平成31年5月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、20ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

議案の13番の権利者は、議案の1番から8番と同じ方です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆、面積は1,021平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年5月から平成34年5月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、21ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案14番の権利者は、流山市大字木にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年5月から平

成31年5月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、22ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

議案の15番の権利者は、流山市大字南にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市南にあります田1筆、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年5月から平成38年5月までの10年間です。本件の議案案内図につきましては、23ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の16番の権利者は、議案の14番と同じ方です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市中野久木にあります田1筆、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年5月から平成31年5月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、24ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、以上の16件です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が9件、更新が7件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番から8番までは権利者が同じ方のため、一括してご説明させていただきます。

1番から5番と7番から8番については、新たに3年間、6番については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は69歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、9番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は38歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

次に、10番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は76歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は100日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、11番ですが、次の12番と同一の権利者のため、一括してご説明させていただきます。

だきます。本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は77歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、13番ですが、権利者は1番から8番の権利者と同じ方です。本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、14番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は51歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、15番ですが、本件については、相手を変更して10年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は54歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、16番ですが、権利者は14番の権利者と同じ方です。本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第17号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第18号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願

について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の15ページをお開きください。

議案第18号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

初めに、議案1番の申請者につきましては、流山市大字西深井にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は2.81平方メートルです。

変更後の地目につきましては、用悪水路でございまして、本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は排水路として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、25ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の申請者につきましては、流山市大字平方にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑1筆で、面積は198平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地でございまして、本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、26ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第18号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに1番ですが、申請地は東武線運河駅の南西約0.8キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は用悪水路の状況となっております。

また、申請地は、平成20年に相続により取得した土地で、昭和45年7月ごろに隣接地に借家を建築した際に排水施設として整備したとのことでした。今回の願出書の

提出に当たっては、平成7年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

次に2番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の西約1.2キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は住宅用地の状況となっております。

また、申請地は、平成23年に相続により取得した土地で、昭和40年ごろに住宅を新築、その後、昭和55年9月に増改築しているとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、用悪水路及び住宅用地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第19号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の16ページをお開きください。

議案第19号

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

1 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

別紙のとおり

2 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

別紙のとおり

本案につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているものでございまして、本案の策定につきましては、去る3月4日と本日の総会開催前の2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、平成27年度の点検評価(案)と平成28年度の活動計画(案)について御検討いただき、その原案を策定していただいたものでございます。

また、本日の議案の上程に際しましては、認定農業者等からの意見の募集を行い、この結果を踏まえまして、本日、2回目の総合農政検討委員会を開催し、原案の決定をいただきましたので、ここで上程をさせていただくものでございます。

次に、原案の内容につきましては、事前にお手元に配布させていただきました別紙資料を御覧いただきたいと存じますが、この原案につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただき、ここでは概要について申し上げさせていただきたいと思っております。

地域の農業者等からの意見を募集した結果、別紙様式1の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」の「 の法令事務に関する点検」

につきましては、5ページの「情報の提供等」について意見がありましたので、その意見である「『農業委員会からのお知らせ』の発行回数が増」を記載させて頂きました。その他については、意見はございませんでしたので、それぞれの欄に「なし」と記載をさせて頂きました。

次の「 の法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価」につきましては、「目標の評価案に対する意見等」はございませんでしたので、7ページの6の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「目標に対する評価の案」の文言を記載させて頂きました。

「活動の評価案に対する意見等」については、「市などの貸借への積極的仲介」が4件、「遊休農地の市民農園化」の意見が3件ありましたので、6の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「市農政課等との協力体制により利用状況調査等を実施したが、遊休農地解消に向け、関係機関と連携を図りながら、貸借を積極的に仲介するなどの方策を検討する。」と記載をさせて頂きました。

次の「 の促進等事務に関する評価」の「1 認定農業者等担い手の育成及び確保」につきましては、「目標の評価案に対する意見等」はございませんでしたので、8ページの(6)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「目標に対する評価の案」の文言を記載させて頂きました。

「活動の評価案に対する意見等」については、「農業収入向上等の支援」が5件、「流山農産物の高ブランド化」の意見が3件ありましたので、(6)の

地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「関係機関と連携し育成及び確保策を検討する。」と記載をさせて頂きました。

次の「 の促進等事務に関する評価」の「2 担い手への農地の利用集積」につきましては、「目標の評価案に対する意見等」はございませんでしたので、9ページの(6)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「目標に対する評価の案」の文言を記載させて頂きました。

「活動の評価案に対する意見等」については、「利用集積制度の拡充」の意見が4件ありましたので、(6)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「利用集積を進めるうえで、地域の農業委員の働きかけは重要な役割を果たしているが、更なる利用集積制度の拡充を図る。」と記載をさせて頂きました。

次の「 の促進等事務に関する評価」の「3 違反転用への適正な対応」につきましては、「目標の評価案に対する意見等」はございませんでしたので、10ページの(6)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「目標に対する評価の案」の文言を記載させて頂きました。

「活動の評価案に対する意見等」については、「行政指導の強化」の意見が5件ありましたので、(6)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については、「農地パトロールや啓発活動を実施したことにより、違反転用事案の発生抑制に繋がっているが、更なるパトロールや啓発により監視を強化する。」と記載をさせて頂きました。

続きまして、「平成28年度の活動計画について」ですが、国の指導により新たな様式により行うものとされたものでございます。

1点目の「農業委員会の状況」についてですが、この欄につきましては、今までになかった欄ですが、1の「農家・農地等の概要」につきましては、農林業センサス等に基づき記載をさせて頂きました。

2の「農業委員会の体制」につきましては、旧制度に基づくものとして現体制を記載させて頂きました。

2点目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、農地面積、集積面積等の現状、課題として、「農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が、農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっている。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標集積面積は、「4.8ha」。活動計画は、「ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。農地の相続取得に伴う届出者からの貸付可能農地の情報をもとにあっせん活動を行う。」と記載をさせて頂きました。

3点目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の現状、課題として、「本市は首都近郊に位置し、新たな農地の取得等が難しい状況にある。また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難

しい状況下にある。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、参入目標数は、「2経営体」。活動計画は、「新規参入に関する相談窓口を開設する。新規参入に関する情報の周知を市ホームページ等で行う。」と記載をさせて頂きました。

4点目の「遊休農地に関する措置」についてですが、農地面積、遊休農地面積等の現状、課題として、「利用状況調査により新たに把握した遊休農地について、継続的な指導等に努めるとともに、遊休農地発生未然防止策として、所有者への啓発が必要である。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標解消面積は、「0.7ha」。活動計画は、利用状況調査の活動計画を記載させて頂きました。

5点目の「違反転用への適正な対応」についてですが、農地面積、違反転用面積の現状、課題として、「違反転用事案については、権利関係が事業者に移転されている場合が多いことなどから、是正が困難な事例が多い。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、活動計画は、「小委員会における現地調査時に、違反転用パトロールを兼ねて行う。市広報紙等に違反転用防止対策記事を掲載し、啓発を行う。農地違反転用対策委員会において、必要な是正指導を行う。」と記載をさせて頂きました。

最後にありますが、本日、御承認を頂きました際には、この「平成27年度の点検評価」と平成28年度の活動計画」を県を通じて国へ提出して参りたいと考えております。

また、市のホームページに、掲載をして参りたいと考えております。

本案の御説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 それでは、総合農政検討委員会委員長の報告をさせていただきます。

議案第19号『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について』、審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農地改革プラン」また、「農業委員会の適正な事務実施について」というものに基づいて、先月の委員会で審議し、案の策定を行いました。

なお、その案について、農業者等からの意見募集を行うと共に、認定農業者や各農家組合長に案文の送付をして、意見募集を行いました。その意見としては49件寄

せられましたので、本日の総合農政検討委員会でそれらの意見を踏まえ、総会に提案するべく議案をまとめさせていただきました。今回の総会で、最終版として決定をするものであります。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第7号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の17ページをご覧ください。

報告第7号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

報告の1番につきましては、昨年12月の総会で審議がなされ、本年1月18日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましては、3月23日に第2小委員会の委員にご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の27ページと28ページにあります。

また、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は1件です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第8号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の18ページをお開きください。

報告第8号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の農地法第3条の届出のご報告は2件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別につきましては、相続が2件でした。

今月の3条届出の合計は、以上、2件、12筆、3,842平方メートルで、地目別の内訳では、田が2筆、412平方メートル、畑が10筆、3,430平方メートルでした。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は10件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が7件、駐車場、店舗・集合住宅用地、保育園が各1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、10件、15筆、7,183.27平方メートルで、地目別の内訳では、田が2筆、880、畑が13筆、6,303.27平方メートルでした。

次に、議案書の20ページをお開きください。

3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと60件、マンションの区分所有を含めると全体で85件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が76件、共有物分割が4件、使用貸借が3件、賃貸借、贈与が各1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が75件、公衆用道路が4件、駐車場が2件、仮設道路、ゴミ置場、業務用地、店舗が各1件ございました。

今月の5条届出の合計は、以上、85件、395筆、266,123.20平方メートルで、地目別の内訳では、田が331筆、249,351.99平方メートル、畑が64筆、16,771.21平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時58分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年4月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 豊島 啓行

流山市農業委員会委員 小田桐 仙